

## 令和7年度第2回紫波町地域公共交通会議 会議録

1. 日 時 令和7年12月15日（月）午前10時30分～12時00分
2. 場 所 紫波町役場 3階 会議室304・305
3. 出席者等 出席委員19人  
藤原博視委員、浦部和之委員、川村竜也委員、菅原克也委員、宮澤淳委員、大野尚彦委員、三上新吾委員、鷹觜武寿委員、浅沼幸男委員、石龜孝文委員、小笠原悦子委員、阿部重雄委員、鷹觜靖子委員、佐々木拓真委員、佐々木亜津子委員、中久木晴人委員、吉原武志委員、八島史在委員、藤田美菜子委員  
欠席委員2人  
橘富和委員、北原啓司委員
4. 事務局 紫波町 企画総務部 山上部長  
紫波町 企画総務部 企画課 森川課長、金子総合政策係長、武藤主任
5. 経過
- 1 開会
  - 2 会長あいさつ
  - 3 協議
    - (1) 地域公共交通確保維持事業（しわまる号）の事業評価について
    - (2) 法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について
    - (3) 路線バス「日詰線」「長岡線」の路線再編について
  - 4 その他
  - 5 閉会

主な発言は以下のとおり

### （1 開会）

事務局： それでは、ただいまより令和7年度第2回紫波町地域公共交通会議を開催いたします。  
はじめに、会長の藤原副町長から挨拶を申し上げます。

### （2 あいさつ）

藤原会長： 本日は、年末年始のお忙しい中ご出席くださりありがとうございます。急激な気候変動により、各所でアイスバーン等が発生しています。クマ被害がおさまったと思ったら、今度は地震や強風の被害が発生しており、現在も暴風雪警報が出ております。声を掛け合いながら交通安全に気をつけていき、また、多くの人に公共交通をご利用いただけるよう声をあげていければと思います。改めて、本日はどうぞよろしくお願ひします。

事務局： それでは、事務局より会議の成立を報告申し上げます。

事務局： 本日の会議に招集いたしました委員は21名です。そのうち、19名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、過半数を超えております。  
よって、紫波町地域公共交通会議設置要綱第5第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

事務局： これより協議に入らせていただきます。

議事の進行は、紫波町地域公共交通会議要綱第4第2項の規定により、会長が議長となるとされており、藤原会長に進行をお願いいたします。

### （3 協議）

藤原会長： それでは「3 協議」に入らせていただきます。  
協議事項1 「地域公共交通確保維持事業（しわまる号）の事業評価について」説明をお願いします。

事務局： 配布した資料に訂正がございます。資料1-1について、「令和5年10月1日事業開始」とありますが、「令和4年10月1日事業開始」の誤りでしたので、各自訂正をお願いします。

事務局：協議事項を説明。

藤原会長：説明内容について、しわまる号の運行事業者である株式会社ヒノヤタクシーの大野委員から、何か補足がありましたらご発言をお願いいたします。

大野委員：特にありません。

藤原会長：それでは、協議事項についてご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

小笠原委員：しわまる号の運賃・運行時間が10月から改定になりましたが、最初は皆さん戸惑っており、新たな運賃が浸透していないと感じています。

運行終了時間が17時30分から17時00分に短縮されたことで、利用者数がどのように変化したでしょうか。

事務局：令和6年10月の利用者数に対して、令和7年10月の利用者数は約9%減少しています。また、令和6年11月の利用者数に対して、令和7年11月の利用者数は約2%減少しています。このように昨年度と比較すると利用者数が減少していますが、運賃収入は運賃改定により約20%増加しています。

小笠原委員：運賃改定により運賃が変わったが、高齢者にとって大人料金（乗合時）の400円という数字は覚えにくいようで、いまだに間違って改定以前の運賃を支払おうとする方がいるようです。しわまる号の利用者は高齢者が多いと思うので、町民にうまく周知する方法を考えていただきたいです。

事務局：今までの運賃が利用者の方々に浸透していたと思えば、ありがたいことだと思います。新しい運賃も知っていただけるよう周知を図ってまいります。

阿部委員：町がせっかく広報紙を発行しているので、しばらくの間、しわまる号について繰り返し記事を掲載してお知らせするなどしてはどうでしょうか。高齢者はデジタルよりも印刷物を見る方が多いと思いますので、広報紙による周知活動を工夫してほしいです。

藤原会長：事務局は、しわまる号についてテロップ的に広報紙に掲載するなどの工夫を検討してください。

鷹觜（靖）委員：周りでも広報紙を読まない人が多いです。そのため、会合の際にチラシを配布するなど、人から人の手へ渡しや回覧板の空きスペースにしわまる号の情報を掲載したりするなど、しわまる号に関する情報を目にする機会を増やしていくことが大切ではないでしょうか。

藤原会長：それでは、協議事項1「地域公共交通確保維持事業（しわまる号）の事業評価」については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（全員賛成）

藤原会長：全員の賛成をいただきました。それでは、原案のとおり決します。

藤原会長：それでは、次に協議事項2「法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和」について説明をお願いします。

事務局：協議事項を説明。

藤原会長：説明内容について、要望事業者である株式会社ヒノヤタクシーの大野委員から、何か補足がありましたらご発言をお願いいたします。

大野委員：今回の要望に至った経緯としましては、2、3年前から日詰営業所のタクシー運転者の高齢化に伴い退職が続き、新たな運転者が見つからないという状況が原因としてあります。現在、日詰営業所には3人しか運転者がおらず、また、遊休車両の整備が十分にできないため、交互に車両を入れ替えながら運行し維持しています。また、10月から公共ライドシェアを開始しましたが、制度上、必ず自家用車を使用しなければならないので、タクシー車両5両と自家用車1両の計6両を配置しており、運転者より車両の方が多い状況にあります。そのような状況は全国的に発生しているため、国土交通省が制度を変更し、一

定条件を満たせば最低車両数を緩和することができるようになりました。そのためには、地域公共交通会議で皆様のご承認をいただく必要がありますので、今回の会議で要望させていただきました。ただし、今後新たな運転者が増えた場合は、それに応じて車両数を増車したいと考えており、未来永劫車両数を減らしたままにするつもりはなく、あくまで暫定的なものと考えていますので、その点をご理解をいただきたいです。

藤 原 会 長： それでは、協議事項についてご質問、ご意見がありましたらお願ひします。

宮 澤 委 員： 県内でもタクシーの需要が少なくなってきており、5両の車両を維持することが難しくなっている地域が結構あります。あくまでも最低車両数の緩和なので、需要が増えれば車両数を増やすことは可能です。そのことをご理解の上で協議していただきたいです。

岩手運輸支局に確認なのですが、本協議事項では個別の事業者に対して緩和措置を適用するという内容になっていますが、私の理解では、地域公共交通会で協議が調ったという連絡が岩手運輸支局になされ、その上で公示等により紫波町全域での最低車両数の緩和措置が適用されるものと思っていたました。こちらの制度の考え方についてご説明願います。

佐々木(拓)委員： 制度の内容について、確認した上で回答したいのでお時間を頂戴したいです。

宮 澤 委 員： 紫波町には、もう1社有限会社紫波タクシーという事業者が存在し、同じような経営状況に置かれています。ヒノヤタクシーのみ個別に緩和措置を適用するのではなく、町内のタクシー事業者全てに緩和措置を適用することが適当なのではないかと考えます。

事 務 局： 説明が不足しておりましたが、ヒノヤタクシーから要望を受けた後に、同じく紫波タクシーにも緩和措置の説明とその適用のご意向を確認しましたが、今回は希望しないという回答を頂きましたので、今回はヒノヤタクシー1社のみを対象とする形で皆様に協議いただいている。

藤 原 会 長： 本協議事項については、原案のとおり協議を進めたいと思いますが、佐々木(拓)委員より、制度内容についてご確認の上、事務局の企画課へご連絡をお願いします。

佐々木(拓)委員： 承知しました。緩和措置の対象が町内全域となる場合は、事務局との調整が必要になる可能性がありますので、確認の上、事務局へ後ほど連絡します。

阿 部 委 員： この地域公共交通会議では、ヒノヤタクシーに関する協議ばかり行われ、紫波タクシーに関する協議が行われないことについて疑問に感じている人がいますが、町と紫波タクシーとの連携体制はどのようにになっているのでしょうか。

事 務 局： しわまる号については、公募型プロポーザルによりヒノヤタクシーから事業内容のご提案を頂き、提案内容を審査した結果、補助金の補助対象事業者にヒノヤタクシーに決定した経緯があります。

今回の件についても、ヒノヤタクシーからの要望があったことがきっかけとなりましたが、紫波タクシーに対しても、町職員が訪問した上で、本協議事項の適用についてのご意向を確認しました。しかし、今回は見送りたい旨の回答を頂いたことから、今回はヒノヤタクシーのみを対象とした協議となっています。

また、公共ライドシェアについても、紫波タクシーへ事業の共同実施のご提案をさせていただきましたが、協力は難しいとのご回答を頂きました。

このように、町が何か事業の実施を検討する際は、必ず町内の2社のタクシー事業者へお話をさせていただいております。

藤 原 会 長： 事務局から説明があったとおり、町は、今回のように制度に変更が生じた際などは、必ず町内の2社に平等に情報提供やご相談をさせていただいている。

- 阿 部 委 員：個別に相談や話し合いをしていると言いますが、外部からはそれが見えないため、特定の1社のみ顎負しているというイメージを周りに与えてしまうことを危惧しています。そのため、ただいま事務局から説明があったように、町は町内2社に対して平等に対応していることを広く公表してほしいです。
- 藤 原 会 長：情報公開の方法については、デリケートな部分も含む可能性がありますので、事務局はその方法を十分に検討してください。  
繰り返しになりますが、町は、町内の2社のタクシー事業者に対して、公平性を確保していることはご理解いただきたいです。
- 大 野 委 員：紫波タクシーは、すぐに営業所に設置しているタクシー車両を減車することだけでなく、最低車両数の緩和措置を受けること自体を見送りたいとおっしゃっていたのでしょうか。
- 事 務 局：そのように認識しています。
- 宮 澤 委 員：本件については、岩手県タクシー協会から紫波タクシーに再度説明し、改めて意向を確認させていただきます。
- 藤 原 会 長：紫波タクシーと町の間で認識が異なっている可能性があるので、事務局は宮澤委員とご相談の上、紫波タクシーへ再度アプローチを行ってください。
- 藤 原 会 長：それでは、協議事項2「法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和」については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
(全員賛成)
- 藤 原 会 長：全員の賛成をいただきました。それでは、原案のとおり決します。
- 藤 原 会 長：それでは、協議事項3「路線バス「日詰線」「長岡線」の路線再編」について説明をお願いします。
- 事 務 局：協議事項を説明。
- 藤 原 会 長：説明内容について、岩手県交通株式会社の浦部委員から、何か補足がありましたらご発言をお願いします。
- 浦 部 委 員：日詰線及び長岡線は、ともに日詰の街を通る歴史ある路線ですが、紫波中央駅の開業や周辺の宅地開発、役場庁舎の移転などに伴い、町内の人々の流れが変わってきています。当該路線の再編は長年の課題でもありましたので、この度は町の協力により、今以上に利便性が向上するものと考えております。しかし、大きく経路が変わることから、十分に周知期間を確保した上で進めていきたいと考えています。
- 藤 原 会 長：それでは、協議事項についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 大 野 委 員：現状、日詰商店街から盛岡南ショッピングセンターNACS（ナックス）行きの路線はないのでしょうか。
- 浦 部 委 員：ございません。
- 大 野 委 員：今回の路線再編により、ナックス行きの路線が新たにできるという理解でよろしいでしょうか。
- 浦 部 委 員：路線再編により、日詰線も長岡線もナックスを経由する経路になります。
- 小 笠 原 委 員：確かに町内の人々の流れが変わってきています。県外や町外から来た人の足がないので、路線バスが紫波中央駅を経由することは大事なことだと思います。しかし、日詰商店街は、役場庁舎の移転や人の流れの変化により、正直なところ停滞気味にある中で、地域の方々に外部の方々も加わり、商店街に人を多く集めるための地域づくりを行っていることはご存知だと思います。日詰商店街をバスが通らなくなるということは、日詰商店街の活性化を悪化させる要因になるのではないでしょうか。また、赤石神社方面の旧道も活用できないかと思い

ます。長岡線は引き続き日詰商店街を経由するようですが、便数は少ないですし、盛岡市まで運行している日詰線が日詰商店街を通らなくなるということについては賛成できないです。

事務局：おっしゃるとおり、日詰線も長岡線も歴史ある路線であり、日詰線が日詰商店街を通らなくなるということは大きなことだと認識しています。しかし、現状の利用実績を見るとほとんど利用されていないのが現実です。また、日詰商店街を経由しなくはなりますが、バス停「日詰幼稚園前」から歩いて日詰商店街へ移動するということも可能ですので、日詰商店街へアクセスできなくなるわけではありません。また、赤石神社方面についても、住宅地であり自家用車を持つ比較的若い世代の方が多く、紫波地域診療センターが来年3月をもって閉所することで状況がさらに大きく変わります。これらのことから、バス路線を今後も存続させていくという視点から検討した結果、このような路線再編は避けなれないということで、岩手県交通とご相談させていただきました。日詰商店街の方々や日詰商店街へバスで来ていた方々からは寂しいというお声をいただくことが予想されますので、十分な期間をもってご説明してまいりたいと考えています。当該バス路線の継続、利用者の増加を主眼において、ご理解いただきたいです。

宮澤委員：日詰線の新経路を見ると、国道4号を経由して紫波中央駅に向かうようですが、日詰商店街を経由する経路を維持することはできないのでしょうか。日詰商店街を経由することができない、しない理由があるのであれば、そこをご説明した方がよいのではないでしょうか。

事務局：日詰商店街の南端と県道25号の交差点の道幅が狭いことから、大型バスで右左折することが難しいと考えられるため、安全かつ定時性が確保される経路としてご提案した新経路を検討しています。

川村委員：来年4月～10月に周知をしていただくことになりますが、手帳を利用している方もいます。路線が変わるとバスを利用できなくなる場合も想定されます。また、学校についても、通学に当該バス路線を使用している児童・生徒がいた場合、年度途中の10月から通学方法が変わってしまうことになります。町として、利用者等への周知をどのように考えているでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、福祉や教育など様々な分野の方々がバスをご利用していると思われますので、早めに説明してまいりたいと思います。

菅原委員：紫波中央駅の駅前広場ロータリーですが、電車のダイヤに合わせて車による混雑が発生します。ロータリーの利用方法を降車時限定にするなど見直すとありますが、盛岡駅前のロータリーの実情を見ると、こちらも利用を降車時限定としているにも関わらず、乗車待ちで長時間停車する車により混雑が発生しています。混雑したロータリー内でのバスの旋回は危険かつスムーズではないと思われますので、しっかりと対策を検討していただきたいです。

事務局：現時点では対策内容は検討中ですが、周知期間でロータリーの利用者にチラシを配布するなどして新たな利用方法等について周知を図りたいと考えていますし、経路変更の開始後も必要に応じて人を配置して利用方法を案内するなどして対応したいと考えています。

小笠原委員：紫波中央駅の駅前広場ロータリーは、時間によっては道路まで車がはみ出るくらい混雑しますので、現状を調査した上で本当にバスの乗入れが可能か検討していただきたいです。

繰り返しになりますが、日詰商店街があつてこそその紫波町だと思います。現在は人の流れが変わり停滞気味ですが、外部からも人が来て、日詰商店街を盛り上げようとしている時に、経由するバスの便数が減少してしまうのは、日詰商店街の方々からすれば、生活をもぎ取られたような気持ちになると思いますので、その点も踏まえて検討していただきたいです。

事務局：紫波中央駅のロータリーについては、現在も状況調査等をしておりますが、十分な配慮した上で対策を講じてまいります。  
日詰商店街に關係する経路変更についても、決して日詰商店街を蔑ろにしたり、無視したりする意図はございませんので、その点はご理解いただきたいです。

藤原会長：町としましては、岩手県交通と協力して、現状、ほとんど利用されていない当該バス路線の状況を少しでも改善したいという気持ちのもと路線再編を検討しています。  
また、日詰商店街についても、少し歩けば日詰商店街にアクセスすることができるバス停がありますし、長岡線は引き続き日詰商店街を経由する経路になっていますので、ご提案した案で路線再編を進めさせていただきたいです。

藤原会長：それでは、協議事項3「路線バス「日詰線」「長岡線」の路線再編」については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(賛成多数(反対1名))

藤原会長：賛成多数です。それでは、原案のとおり決します。

藤原会長：それでは、すべての議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

(4 その他)

事務局：それでは、次に「4 その他」に入らせていただきます。  
事務局より、次回会議の開催予定についてご説明いたします。

事務局：次回の第3回会議は、令和8年1月～2月の開催を予定しています。開催日程が確定しましたらご案内いたします。

(5 閉会)

事務局：以上をもちまして、令和7年度第2回紫波町地域公共交通会議を終了いたしました。本日はありがとうございました。